

平成 28 年 7 月 22 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて

「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その 9)」  
(平成 28 年 7 月 22 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以後更新された場合には当該更新された直近のもの。以下「医療課事務連絡」という。(別添)により、  
保険医療機関等における一部負担金、保険外併用療 養費又は訪問看護療養費に係る  
自己負担額(以下単に「一部負担金」という。)の支払いが困難な者の取扱いが示さ  
れたところですが、保険者における一部負担金の取扱いについては下記のとおりです  
ので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内保険者に対する周知等よろ  
しくお願いいたします。

また、医療課事務連絡の別紙 1 又は別紙 2 に記載されていない保険者であって、当  
該保険者の被保険者に熊本県に住所を有する被保険者がいるものにおかれては、当該  
被保険者の実情を踏まえ、被保険者が医療課事務連絡と同様に保険医療機関等におけ  
る一部負担金の支払いを猶予できないかご検討をお願いいたします。

(平成 28 年 4 月 22 日付け事務連絡から、下線部分並びに様式 1 及び様式 2 を追加)

## 記

- 1 医療課事務連絡に基づき、保険医療機関等において一部負担金の支払いを猶予され、費用の 10 割を審査支払機関へ請求された診療報酬請求書に係る一部負担金等については、国民健康保険にあっては「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」(昭和 34 年 3 月 30 日付け保発第 21 号厚生省保険局長通知)、後期高齢者医療制度にあっては「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」(平成 20 年 3 月 24 日付け保総発第 0324005 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知)にかかわらず、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により、免除することができることとする。
- 2 1 に基づく一部負担金の免除額については、保険者(市町村及び後期高齢者医療広域連合に限る。)への特別調整交付金による財政支援を行う予定であること。
- 3 なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)に係る標準負担額の取扱いについては、現行

どおりであること。

4 平成 28 年 10 月 1 日以降については、一部負担金の支払猶予の取扱いは終了する予定であるので、1 に基づく一部負担金の免除対象者（以下「免除対象被保険者」という。）は、保険医療機関等において療養の給付を受ける際に、様式第 1 による国民健康保険一部負担金免除証明書又は様式第 2 による後期高齢者医療一部負担金免除証明書（以下「免除証明書」という。）を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと（保険薬局の場合にあっては、処方せんに免除証明書を添えるものであること。）。

なお、免除対象被保険者は、あらかじめ保険者に対して申請を行い、免除証明書の交付を受けるものとする（保険者自ら災害証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、保険者の判断により、申請を待つことなく免除証明書を交付しても差し支えないこと。）。

5 4 に基づく一部負担金の免除措置は、免除対象被保険者が平成 29 年 2 月 28 日までの間に受けた療養について適用するものとする。